



ヤ維レカ銀ヲ受ンテ危ニ甘ニスル者アランヤ故ニ今  
八十六度ノ制限ヲ低クシテ八十一度トスルモ商賣上  
ニ五度ノ利益ヲ見ル可クテ十度モ亦然ラン十五度モ  
尙又然ラン結局其制限ハ商賣ヲ妨グモノニ非ズヤ  
反對ノ無益ヲ設ス可キヤ疑テ容レズ然レバ一時ノ不  
便利ニ當リテ見テ商賣斷絶ノ思ヲ爲スガ如キハ音  
ニ學術ノ異理ヲ重シセザルノモナラズ商人ノ爲ニ謀  
テ自カラ商賣ノ路ヲ塞ク者ト云フ可シ然リト雖モ或  
ハ商人等ノ必算ハ我輩ノ憲表ニ出ルモノニシテ全ク  
石橋ノ制限ヲ廢シ如何ナル惡性ノモノニテモ自由自  
在ニ日本國中ニ販賣シ云ハ世界諸國ニ通用ナル  
品ニ集メテ之ヲ日本ニ投シ世界中ノ禍ヲ東洋ノ一帝  
國ニ嫁セザントスルガ如キ深慮ナラバ我輩帝國ノ  
人民ハ誓フテ之ヲ聘シテ親睦スルヲ拒ム者ナリ議論  
コトニ至レバ領外外交ニ關ス石油ノ試験小事ニ非ズ  
ナリ

雜 報

○行幸 聖上ハ昨日上野開館ある水産博覽會へ御  
臨幸在リせられしを以て松方大藏卿島島式頭ニ以  
御先若として聖駕ヲ先づつこと三十分同館へ赴かれ  
ぬさて御降乘ハ徳大寺宮内卿ニ供奉ハ香川同少輔  
山口待從若佐侍候の方々ありしが午前十時三十分御  
着場田中幹事以下本會役員一同奉迎し畢りて幹事は  
博物館樓上へ導き奉り暫時御休憩夫より本會東館表  
口より御入場列品御通覽遊ばされ再び博物館樓上へ  
復御午餐を濟せ給ひて後一時二十分西館表口より御  
入場御通覽の上海苦澁場其他養魚池等御覽在らせら  
れ御遊部長より逐一列品に説明を聞食させ給ひ夫よ  
り御歩行して博物館所管の動物館をも御遊覽の後暫  
時御休憩遊幸仰出され香川宮内少輔御陪乘を仰付  
られり

○行啓 皇太后には豫て仰出されし如く昨日午前  
八時三十分演武侍御降乘ふて青山御所を御出門之  
公園地内の龍藏堂へ行啓遊され數多の番點を御遊覽  
は上午後五時過ぎ還御遊されたり

○皇居御遊幸 今度東京城内御遊幸は皇居の表  
裏は西門風與向は日本流と云ふ如き趣向ありし御  
日有御川宮々殿來遊覽を畢りて御歸朝の後より  
の少し許御遊ばり日本流を減して西洋風を増すと  
もありりよし

○三條相國 同公ハ祖先の墓參として來る五月早  
々西京へ赴かるべしと

○歸朝公使 同公使ハ急來三十一日横濱發の佛  
國郵船に搭して赴任せらるゝ付吉田外務大輔會

主とあり昨日午後同公使と上野精養軒へ招待して  
離別の宴會を張られ當日列席せられたるは井上外務  
卿を初め同省勸業責任官の方々都合二十餘名なりしと  
云ふ

○田邊真顯君 田邊高知縣令は過日出發の管あり  
しと都合より延引本日横濱出帆ハ廣島丸より任地  
に赴ひのれり

○早坂權典侍 柳原權典侍には里方ある實父光受君  
の邸へ引籠られ近々辭職せらるゝやとの事を昨日の  
紙上ハ記 したりしが右の誤聞にて父君病氣看護の  
爲暫時御暇を賜ひりしものありと云ふ

○司法省內閣 大木司法卿は一日退省歸邸後再  
び出頭されて元老院議員三名并西東京控訴裁判  
所長等と同省上局會せられ種々内閣を述べられら  
る由右は目下世上喧傳せる越後長岡自由黨引ひ  
關してはよとあらんといへと果して信あるり

○東京府會 昨日の區部會は四時三十分開場あり  
區第二號營業雜稅の第二次會を開かれしハ旅籠屋  
の目と常置委員の修正に依りて前の商業の目へ組入  
れ其より料理屋の目と至り六十一番(田口君)の次の  
待合茶屋遊船飲食店と共に孰れも建坪課税に修正  
せんとの建議を爲す四十七番(芳野君)等の賛成あり  
て議論も中々盛なりしが遂に原案の客間課税に決し  
たり最後備人請宿は處に至り四十五番(佐藤君)より  
建坪課税にせんとの説も出て六十一番(田口君)等の賛  
成ありしが是も原案に可決し退散時八時なりし

○府會議員 下谷區議員久松定弘氏己を得ざる事  
故ある由にて今度辭職されたり

○越後出張 東京控訴裁判所諸岡本檢事長は一日  
日越後長岡出張を命せられ同裁判所書記長、田代  
氏隨從に隨へ至る地へ出立されり

○高田變報 該事變に付去る廿三日刊行新聞聞か  
報道する所ニ據れり同縣木島大書記官井上警部長は  
去る廿二日早朝出發晝夜兼行して高田へ赴のれ清水  
五等馬を即日警部に任芝河村警部補と共に隨行せし  
められたり又去る廿一日永山縣令より縣會議長へ左  
の如く報告せられり

左の諸員國事事件に付本日拘留相成候此旨及報  
告候事  
鈴木昌司、堀川信一郎、江村正英

右に付同日午後同縣常置委員ハ臨時質問會を開け  
鈴木堀川の両氏は現常置委員にして夫々問答物を  
擔任し居るゆゑ突然拘引相成りてハ委員會不都合  
を醸す不詳因て右犯罪の理由を承知し度とて調査  
課松平氏に質問せられりと同氏は素より行政を

みれば斯る司法に關する事件ハ知得ざる體回答せら  
れりしとぞ又高田の變事に付き去る十九日の夜其  
筋へ達しる電報の趣旨ハ明治十六年三月十日越中  
國高岡に於て催ふせし自由黨國體總會ハ高田住長谷  
川三郎ある者臨席せし後ハ該處より三里程を隔てし  
放生津村に於て他の犯事の處へ捕縛せられし處所  
特品の内ハ陰謀を企てる廿餘名の連判帳を發見せり  
云々とありし右の連判状は現今政府の大政會議  
を暗殺し遂に政府を覆覆する等の文字を記載せしや  
の風聞ゆれと信偽は固より知らざるあり云々

○英艦出發 英國軍艦デーリントン號は一日今朝長崎  
へ向け横濱を出發したりこれハアストン、ポリーナ  
の二氏を乗せて朝鮮國赴くものある由御用向ハ多  
分先頃英國が朝鮮と締結せし條約の批准にたらさ  
るた光あるべしと云ふ

○米韓條約 米國政府に於ては今朝朝鮮國と締結條  
約を結ばれりるに付來月下旬頃遂にハ兩國へ公使  
を派遣せられ其條約書捺印の上互に交換せらる  
る都合なりと聞く

○スモンセル侯 スモンセル侯が樞密院の議長を辭  
職せし電報ハ昨日の紙上ハ掲げりしが尙は聞か所  
みよるハ侯ハ現内閣にて樞密院議長たりし時愛蘭土  
總裁クワバ侯との職を辭せしかハスモンセル侯ハ  
るは現職を兼て愛蘭土總裁に任じらるるありされ共斯  
る兼任ハ一時の都合より起りしとて事實兩職を永  
く兼任するハ有る間敷次第ハスモンセル侯もグ  
ラッドストン氏に意を察して樞密院議長を辭し  
専ら愛蘭土總裁に任せしあるべしといふ故同侯の  
辭職ハ全く内閣政事上の變動より起りたるよあらさ  
とみゆるあり

○上海通信(昨日の續き) 南京總督在宗業に付昨年  
來ハ風説ハ紛れ七十を踰(近來全く老老し目昏み  
目難辨恍惚として記憶力と判斷力とは地を拂て空  
し加ふるハ老病を以て身体の運動も自由ならず到底  
其任に勝ざるハ故早速冠を掛けて餘生を閑地に送  
らんと類に北京朝廷ハ懇願するのとを言觸らし之  
を信する人もありされども是ハ全く無根の説にて同  
氏の書ハ依り今仍舊職たる老將軍なり三月六日南  
京を發して吳淞に來り同侯の病體を憂慮し更同所  
に於て水軍を點檢し水雷火の試験を見分し右畢て上  
海稅關所屬小涼船詳察船に搭し親兵三百を護衛せし  
れ龍旗、虎旗、電燈、飛船の四甲鎮艦と外ハ小涼船四  
艘を率ひ船艦相街みて去る十日午後二時三十分上海  
へ來若せり是ハ先左氏が來滬の報知あるや否上海

の道台及び縣令等は馬百餘頭  
備へ機橋の傍ハ假屋を造り五  
の挑灯を懸け左右ハ東西の  
あり併し我輩外國人の目には  
て馬鹿らしく一向ハ感心せず  
朝數聲ハ大砲港内に響くと  
行列を觀んとして我先きに河  
人なるを知らず左しも廣  
して立錫の地を餘さるるあり  
む者ハ押出され河中に陥り  
折ありしを以て溺死したる者  
整りて岸上に這上りたる有  
るふとあり見物人の一部分  
かれを其感嘆想ふべし若し割  
しめハ金吾たるを聞かざし  
と疑を察せりるあり左氏上陸  
十六人ハ船夫之を荷ひ數百  
海製遺所より此所へて文武  
十一日午前城内に入りて  
後の英國米國日本及び佛國  
派船ハ昨日十二日曉五時上  
て南京に歸航したり左氏が租  
士三四百を從へり兵士十等  
不規律あるハ實ハ驚人なり  
此兵士等皆洋銃を持てり然る  
長き銃あり短き銃あり半分  
たる如きものあり凡て博物館  
り此銃器ども三十年以前ハ  
あらん

○布哇皇帝即位式 去る廿六日  
カラツア、布哇諸島の國王、朕ハ  
百七十四年二月十二日王國憲法  
島より來聚せし立法議院の推選  
ハ登座しその明日を以て憲法  
符盟をあしたり今茲ハ朕ハ名譽  
を固ふし謹んで全臨なる上帝の  
法と維持し破らす記さす又此  
んとを盟ふ者あり

○三條相國 同公ハ祖先の墓參として來る五月早  
々西京へ赴かるべしと

○歸朝公使 同公使ハ急來三十一日横濱發の佛  
國郵船に搭して赴任せらるゝ付吉田外務大輔會

の道台及び縣令等は馬百餘頭  
備へ機橋の傍ハ假屋を造り五  
の挑灯を懸け左右ハ東西の  
あり併し我輩外國人の目には  
て馬鹿らしく一向ハ感心せず  
朝數聲ハ大砲港内に響くと  
行列を觀んとして我先きに河  
人なるを知らず左しも廣  
して立錫の地を餘さるるあり  
む者ハ押出され河中に陥り  
折ありしを以て溺死したる者  
整りて岸上に這上りたる有  
るふとあり見物人の一部分  
かれを其感嘆想ふべし若し割  
しめハ金吾たるを聞かざし  
と疑を察せりるあり左氏上陸  
十六人ハ船夫之を荷ひ數百  
海製遺所より此所へて文武  
十一日午前城内に入りて  
後の英國米國日本及び佛國  
派船ハ昨日十二日曉五時上  
て南京に歸航したり左氏が租  
士三四百を從へり兵士十等  
不規律あるハ實ハ驚人なり  
此兵士等皆洋銃を持てり然る  
長き銃あり短き銃あり半分  
たる如きものあり凡て博物館  
り此銃器ども三十年以前ハ  
あらん

○布哇皇帝即位式 去る廿六日  
カラツア、布哇諸島の國王、朕ハ  
百七十四年二月十二日王國憲法  
島より來聚せし立法議院の推選  
ハ登座しその明日を以て憲法  
符盟をあしたり今茲ハ朕ハ名譽  
を固ふし謹んで全臨なる上帝の  
法と維持し破らす記さす又此  
んとを盟ふ者あり

○三條相國 同公ハ祖先の墓參として來る五月早  
々西京へ赴かるべしと

○歸朝公使 同公使ハ急來三十一日横濱發の佛  
國郵船に搭して赴任せらるゝ付吉田外務大輔會